

昭和60年5月16日

第 935 号

広報うねだ

毎月1日・16日発行

発行 上 田 市
(大手一丁目11番16号)
編集 秘 書 課
電話 上田24100内線205
印刷 田 辺 印 刷



新緑にこいのぼり

新緑が目にあふしい5月2日、塩田中央保育園では「こどもの日の集い」が行われました。こいのぼりが高く泳いでいる園の庭で、85人の園児たちは歌をうたったり、遊戯をしたりして、楽しいひとときを過ごしました。

主 な 内 容

第二次長期基本構想が答申.....	2ページ
上田市功労者、12人がめでたく受章.....	3ページ
春の叙勲、6人が晴れの受章.....	4ページ
知事表彰6人が受章.....	5ページ
カメラレポ.....	6・7ページ
お知らせ.....	8・11ページ
マルチ商法による相談急増.....	12ページ
水道特集(4ページ)、納税特集(2ページ)、老人保健特集(2ページ)	

市民と市長の日 「市民と市長の日」を
6月1日(土)午前9時から正午まで、市役
所3階市長室で行います。
農地問題相談日 「農地問題相談」を6
月1日(土)午前8時30分から正午まで、市
役所2階農業委員会事務局で行います。

第 934 福島ちよのさん
(緑が丘二) 新 屋 八〇
宮下康子さん 赤 坂 七
西入好雄さん (常八二) 踏 入 八二
森本正子さん 院 内 八三 窪田とめさん (常磐城一) 西 脇 七九
石山クニさん 堀田美津枝さん 千曲町 七八 山浦きくみさん 下 堀 七八
小林なみさん 諏訪形 八四 上本郷 四八 町吉田 八五

第二次長期基本構想が答申

21世紀へ活力ある都市

6月市議会へ提案

上田市長期基本構想審議会は五月二日、「第二次上田市長期基本構想」をまとめ、永野市長に答申しました。この基本構想は、昭和六十一年度から七十年代まで十年間の市政運営を、効率的・計画的に進める指針となるものです。市は、この基本構想を六月定例市議会へ提案しますが、議決されると来年度から実現に向けスタートする予定です。

審議の経過

上田市長期基本構想審議会は、昭和五十八年九月に市長から、「上田市の第二次長期基本構想及びこれに即する基本計画について」の諮問を受けました。

同審議会では、策定にあたり技術革新、高速交通時代などの社会情勢の変化と、市民の意識が「物から心」へと変化し、自然とのふれあい、歴史との語らいの中で「うるおい」を求めている点を尊重しました。

また、市民の意向が反映されるものでなければならぬという基本姿勢のもとに、素案の作成にあたりました。具体的には、婦人・老人・労働者・商工業者・農業団体などの各界別市民広聴、市内十八か所で行われた「市長と語る会」、さらには最近三か年に市内へ転入した市民への意識調査、上田市出身の東京在住者との懇談会などユニークな試みも行いました。

基本構想の骨格である施策体系は、上田市をすばらしいまちにする願いを込めて制定された「上田市民憲章」の精神に基づいて組み立て、来るべき二十一世紀を展望し、東信地域の中核都市としてふさわしい都市機能を持ち、活力とうるおいのあるまちづくりを基本構想として集約しました。

料の検討、調査を行い、策定委員会から基本構想および基本計画の最終素案が提出されてから、素案の本格的な調査審議に入りました。続いて都市基盤部門、産業経済部門など各部門の研究討議を行い、全般的な調査審議を経て、答申となったものです。

将来への課題

この基本構想は、「あたたかい心のふれあうまち」を将来都市像に、二十一世紀に向けて活力に満ちた住みよいまちづくりを進めるとしています。将来への課題としては、浅間テクノポリス構想の推進、高速交通時代への対応などを挙げていますが、主な内容は次のとおりです。

- 浅間テクノポリス構想の推進
「産」「学」「住」の三機能が有機的に結合し、地域の豊かな伝統と美しい自然に工業が調和した、技術と文化に根ざしたまちづくりを推進します。
- 高速交通時代への対応
北陸新幹線は上田駅利用圏の拡大に伴って、道路網を含めた周辺整備を早急に進める必要があります。関越自動車道上越線は、上田インターへのアクセス道路の整備、物流基地としての卸売市場の開設などが大きな課題です。
- 高度情報時代への対応
高度情報通信網の早期整備が必要となってきました。テレトピア構想などに沿ったニューメディアの導入を図り、地域に適合した情報システムを設置する必要があります。
- 快適で住みよいまちづくり
市民は身のまわりの環境に「うるおい・ゆとり」を求め、伝統と歴史に培われた個性ある美しいまちづくりを望んでいます。これからは「個性的で、もっと人間が人間らしく、豊かに暮らせるようなまち」を主題に据えます。
- 人生八十年時代への対応
高学歴化、平均寿命の伸長などライフサイクルの変化の中で、福祉・教育・労働など各分野での施策をどのように人生八十年時代にマッチさせるかが大きな課題です。
- 文化が根づいた地域づくり
あたたかい心と連帯感に支えられた地域づくりをするため、「八十年代—文化の時代」という流れの中で、市民生活にかかわるすべての行政を「文化」の視点に立って進めます。



小林審議会会長(右)から
答申書を受ける永野市長

表彰

受章者の皆さんに、永野市長から
表彰状などが贈られました

が、取付道
は開通式が

め、常田・
子の演舞、
かサイクリ
あります。

至小諸

は5月29日の
午後1時ま
になります。

上田市功労者に 12人を表彰

上田市功労者表彰式が、市制施行記念日の五月一日、市役所六階大会議室で行われました。

この功労者表彰は、市政発展に多年献身的な御活躍をいただいた皆様の功績をたたえるために行っているもので、今年は次の十二人の方が表彰されました。

表彰式では、永野市長が「皆さんが、長年それぞれのお立場で研さん努力され、市政の伸展に御尽力いただいたことに對し、心から敬意を表します」と式辞



受章者の皆さんに、永野市長から表彰状などが贈られました



上田市功労者表彰を受章された皆さん

- を述べたあと、一人ひとりに表彰状と功労章を手渡しました。
- また、受章者を代表して、橋詰一男さんから「本日は最高の栄誉を賜り、感謝申し上げます。今後も、この恩に報いるよう頑張ります」との謝辞がありました。
- 功労者表彰を受章された皆さんは、次のとおりです。
- 〈敬称略・五十音順〉
- ▽今井次助(七十三歳・上常田)
 - ▽梅原 功(七十六歳・下塩尻)
 - ▽香山祐三郎(七十三歳・畑山)
 - ▽小林武志(七十二歳・秋和)
 - ▽小宮山文善(五十五歳・上山)
 - ▽小宮山好大(五十九歳・新屋)
 - ▽小山正俊(五十三歳・下室賀)
 - ▽櫻井登茂美(七十五歳・海野町)
 - ▽塩崎正人(六十歳・中之条)
 - ▽新保富治(七十四歳・横町)
 - ▽中村武司(七十二歳・みすず台南)
 - ▽橋詰一男(七十八歳・新田)

小牧橋が完成

5月29日に開通式

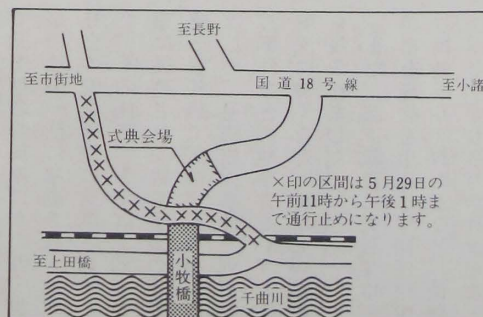


市民が待ち望んでいた小牧橋が、取付道路を含めて完成し、5月29日には開通式が行われます。

と き…5月29日(水)午前11時

と ころ…小牧橋北側(上堀地籍)

内 容…三代夫婦による渡り初め、常田・房山・保野・下室賀各獅子の演舞、上田原土搗唄、このほかサイクリングによる渡り初めもあります。



小林審議会会長(右)から
答申書を受ける永野市長

然とのふれあい 歴史との語り
いの中で「うるおい」を求めて
いる点を尊重しました。

審査会は、答申までに十回開
催されましたが、最初は基礎資

辺整備を早急に定める必要が
あります。関越自動車道上越
線は、上田インターへのアク

化の視点に立つて進めます。

春の叙勲 6人が晴れの受章

政府は四月二十九日、昭和六十年春の叙勲を発表しました。市内では、次の六人の皆さんが晴れの受章に輝きました。

※勲四等瑞宝章

矢島 謹一さん

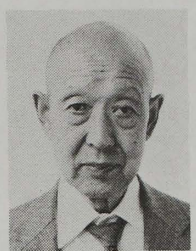


矢島さん(70歳)
大屋484

矢島さんは、昭和五十四年までの二十年間、上田市議会議員として地方自治の発展に尽力されました。この間、市議会議長、副議長、監査委員などの要職を歴任され、市民会館の建設、市庁舎の新築、国立東信病院の整備、大手企業の誘致、町村合併の促進などに貢献されました。現在は、上田商工会議所副会頭として地域の商工業の振興発展に尽くすとともに、長野家庭裁判所上田支部家事調停委員・民事調停委員として紛争の解決

※勲五等瑞宝章

近藤 豊伝さん



近藤さん(72歳)
中央北1-5-7

近藤さんは、昭和二十五年に保護司を委嘱されて以来、今日まで三十五年の長期にわたり更生保護事業に尽力され、献身的な社会奉仕の精神をもって犯罪者の社会復帰に取り組んでこられました。この間、上田地区保護司会会長として、地区保護司会の組織と活動の進展にも多大な貢献をされました。また、民生委員として三十六年余にわたり活動を続け、現在は市民生委員協議会会長、市社会福祉協議会会長として、社会福祉の向上に寄与されています。

※勲五等瑞宝章

新家 正弘さん



新家さん(71歳)
中央3-4-10

公共交通の経営者として、地域社会の要望に応えるために、バス・鉄道の合理化や運行維持に努められてきました。さらに、会社の存続と雇用の安定のために新規事業に着手し、これを拡充するなど、企業経営者として円熟した経営能力と周到な企画力を発揮されてきました。また、日本鋼索交通協会副会長、新潟地方鉄道協合理事、長野県バス協合理事などの要職も歴任され、業界の健全化対策に取り組まれてきました。

※勲五等瑞宝章

丸山千代子さん

丸山さんは、昨年までの二年間、長野県人少年室協助力員として、勤労婦人・青少年の実



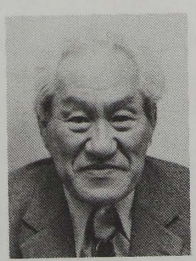
丸山さん(77歳)
常磐城4-12-13

福祉増進および婦人の地位向上に寄与されました。この間、長野県人少年室協助力員協議会長の要職も務められました。また、商店経営者として、商店

の年少従業員の労働条件など共通の問題を抱えた商店主婦の組織をつくろうと、上田商工会議所婦人会の前身である上田市商店主婦の会を結成して、商店の近代化に尽力されました。

※勲六等瑞宝章

飯島 俊治さん



飯島さん(69歳)
福田404

飯島さんは、昭和四十七年までの三十一年余の長期にわたり、警察の仕事一筋に精進され、治安の維持に尽くされました。その任務にあたっては、何ものも恐れぬ勇氣と豊かな見識をもって、犯罪捜査、防犯活動、

交通安全など警察活動全般にわたって活躍されました。特に、強盗殺人事件の解決、大水害での人命救助など数々の業績を残されました。また、豊富な知識と巧みな統率力をもって部下職員の指導にあたり、後継者づくりに尽力されました。

※勲七等青色桐葉章

有賀 好忠さん



有賀さん(69歳)
五加710-7

有賀さんは、昭和四十七年までの三十年余の長期にわたり、警察の仕事一筋に精進され、地域社会の安全確保に貢献されました。その任務の大半は、刑事警察に従事され、持ちまえの正義感と責任感で、強盗殺人事件をはじめ、連続放火事件、列車妨害事件などの難事件をいずれも解決に導くなど、輝かしい業績を残されました。また、部下職員に対しては、豊富な経験を生かして初任科生の教養指導にあたるなど、後継者づくりに尽力されました。

知事表彰・6人が受章

ものを大切に： 不用品登録情報

②ゆずってほしい品物がある人もあらかじめ申し出て登録してください。

知事表彰・6人が受章

県は四月二十五日、今年度の知事表彰者を発表しましたが、市内では次の六人の皆さんが受章されました。

***社会福祉功労者 小泉義雄さん** (七十五歳・小島一〇二)

小泉さんは、昭和二十五年から今日までの三十五年間、保護司として社会福祉や更生保護行政に多大な貢献をされてきました。特に、犯罪者の更生指導など人道的な活動を続けてきた人柄と人間性は、高く評価されています。

また、議会議員、民生委員、農業委員などの要職も歴任され、地方自治、福祉行政、農政面など幅広い分野で活躍されました。

***消防功労者 村松 周さん** (五十六歳・諏訪形一〇九八)

村松さんは、上田市消防団長などの要職を歴任されるなど、三十有余年の長期にわたり、上田市の消防力の充実強化と時代に対応した消防団づくりに全力を注がれました。

特に、団長在職中は、消防一筋に精魂をかたむけて消防施設

※勲五等瑞宝章
新家 正弘さん

二年間、長野婦人少年室協働員として、勤労婦人・青少年の実態調査をするなど、労働保護、

の任務にあたっては、何ものも恐れぬ勇氣と豊かな見識をもつて臨み、犯罪捜査、防犯活動、

豊富な経験を生かして初任科生の教養指導にあたるなど、後継者づくりにも尽力されました。

市では、市民の皆さんから寄せられた不用品の登録を「不用品登録情報」として、月一回お知らせしています。

ものを大切に… 不用品登録情報

市では、市民の皆さんから寄せられた不用品の登録を「不用品登録情報」として、月一回お知らせしています。

① 不用品の登録をされる方は、次の事項を必ず守ってください。

② 紹介を受けた人は、取り引きの結果(成立、不成立にかかわらず)を生活環境課へ、必ず十日以内に御連絡ください。

③ 生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をします。紹介を受けた人は不用品登録者と直接交渉し、価格、取り引き方法などを決めてください。

④ ゆずってほしい品物がある人もあらかじめ申し出て登録してください。

不用品登録情報 (主なもの)

(5月7日現在)

ゆずります	希望価格	ゆずってください
ベビーベッド	1,000円	すべり台
コンビラック	2,000円	ブランコ
ランドセル (赤色)	無 料	三輪車
電気ストーブ	3,000円	洗濯機
電気コンロ	2,500円	プロパン瞬間湯沸器
電気ポット	2,500円	ガス台
電気オーブン	話し合い	二段ベッド
ベビークーハン	3,000円	食堂用いす
マットレス	1,000円	調理台
ショッピングカー	2,000円	太陽熱温水器
下駄箱	無 料	碁盤
冷蔵庫 (小型)	無 料	本だな
スケート靴 (22cm)	1,500円	洋服タンス
○じゅうぶんに活用できる不用品は、 どんなものでも登録しましょう。		学習机 (木製)
		スケート靴 (17cm)

◇ ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係(☎24100内線301)へお気軽に御連絡を。

◇ 紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますので御了承ください。

間

高める
けられ、

ための費用
ります。な
の建設改良
手、その利
これらの
供給してい
います。

浄な水に
します

設の建設に
使います

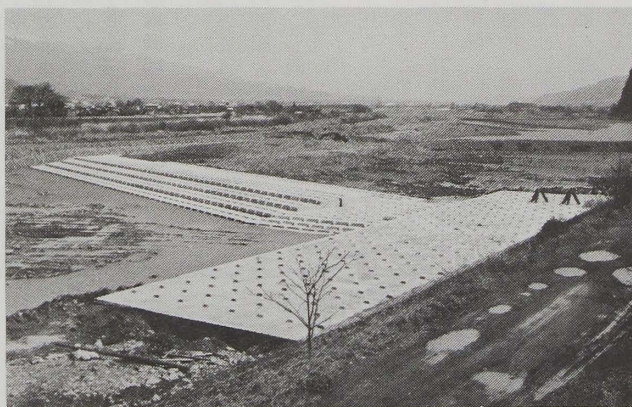
豊殿地区の「市民の森公園」では、5月7日にスケート場建設の安全祈願祭が、永野市長など関係者約50人が出席して行われました。上小地方では初めてのパイピングによる本格的なスケートリンクで、上田市・東部町・真田町の三市町が建設するものです。今年の12月には、1周200mのスピードリンクとその内側に60m×30mの大衆リンクを設けたスケート場がオープンする予定です。

スケート場を「市民の森」に▼



▲上田公園は「こども天国」

「第14回こどもまつり」が、こどもの日の5月5日、上田公園一帯で行われました。この日は、竹馬教室、すもう大会、子豚レース(=写真)、お馬の広場、ラジコンバギーレースなど29の催し物が行われ、初夏を思わせる天気だったこともあり、大勢の家族連れでにぎわいました。



▲下半過頭首工が完成

昭和58年9月に発生した台風10号により、千曲川の河床低下で取水不能になっていた下半過頭首工の災害復旧工事が、このほど完成しました。この頭首工は、千曲川から取水し、岩鼻の千曲公園へ揚水した水を、川西・泉田地区約350ヘクタールの田畑へかんがいするための施設です。

「真田太平記」放映記念・文化講演会を開催

NHKの大型時代劇「真田太平記」の放映を記念して、6月8日に文化講演会を開催します。なお、入場料は無料ですが、入場希望者には先着順500名に整理券をお渡します。

と き…6月8日(土)午後1時30分

ところ…上田市文化センター

講 師…池波正太郎さん(真田太平記原作者)、益子輝之さん

整理券…5月27日(月)から31日(金)の間に、上田市役所観光課、上田市中央公民館(上田市文化センター内)、中部電力上田営業所で先着順500名に



6月1日(土)～7日(金)は水道週間

水道は、私たちの健康で文化的な日常生活を支える最も重要な施設のひとつです。しかし、近年の水道を取り巻く環境の変化は極めて厳しく、水需要の増大に対応するための新しい水道水源の確保、水道事業経営の健全化など、困難

な問題が生じています。

「水道週間」は、国民の理解と関心を高めるため、水の最盛期を迎える6月初めに設けられ、今年で27回目を迎えます。

水道料金と経営

●水道料金は水道事業を支えています

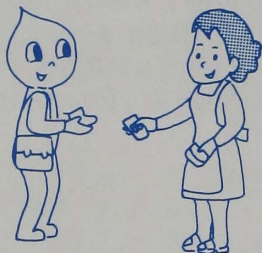
水道事業の経営は、「経営に必要な経費は、水を供給して得た収入でまかなうこと」が原則とされており、これを独立採算制といいます。

水を供給するためには、施設の建設、改良費用

(資本費)と、それを運営、管理するための費用(維持費)をあわせたものが必要となります。

なかでも、多額の費用を必要とする施設の建設改良費用は、ほとんどが借入金であり、毎年、その利息とともに返済しなければなりません。これらの経費は、皆さんの御家庭へ水道の水を供給していただく水道料金によってまかなわれています。

水道料金を金融機関に納めていただきます



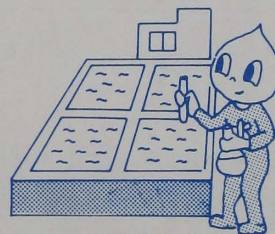
家庭に水をお届けします



健全な経営をし借金を返します



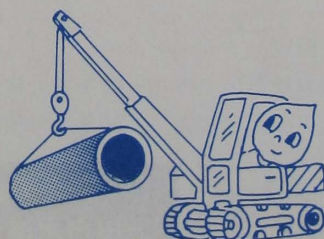
水道事業のしくみ



清浄な水にします



国や銀行からお金を借ります



施設の建設に使います

建設するものです。今年の12月には、1周200mのスピードリンクとその内側に60m×30mの大衆リンクを設けたスケート場がオープンする予定です。



口径13mm 水道料金早見表 (2か月)

水量	水道料金	水量	水道料金	水量	水道料金
0	1,200円	21 ^{m³}	1,700円	41 ^{m³}	3,700円
		22	1,800	42	3,800
		23	1,900	43	3,900
		24	2,000	44	4,000
		25	2,100	45	4,100
		26	2,200	46	4,200
		27	2,300	47	4,300
		28	2,400	48	4,400
		29	2,500	49	4,500
		30	2,600	50	4,600
		31	2,700	51	4,700
		32	2,800	52	4,800
		33	2,900	53	4,900
		34	3,000	54	5,000
		35	3,100	55	5,100
		36	3,200	56	5,200
16		37	3,300	57	5,300
		38	3,400	58	5,400
		39	3,500	59	5,500
		40	3,600	60	5,600

上田市水道料金表 (2か月)

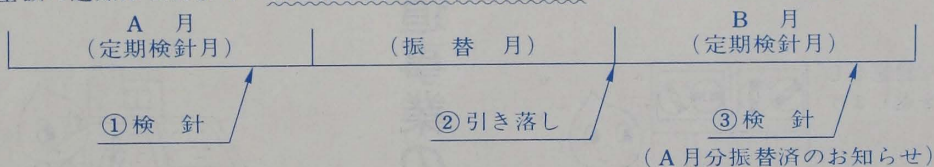
量水器の径	基本料金	料金	
		水量	料金(1m³につき)
13mm	1,200円	1 m³ ~ 16 m³	0円
20mm	2,360円	17 m³ ~ 60 m³	100円
25mm	3,420円	61 m³ ~ 100 m³	115円
		101 m³ ~	126円
30mm	5,940円		
40mm	9,240円	1 m³ ~ 60 m³	100円
50mm	15,140円		
75mm	34,340円	61 m³ ~ 100 m³	115円
100mm	56,660円		
125mm	85,720円	101 m³ ~	126円
150mm	122,960円		

- 61 m³ ~ 100 m³ の料金計算方法 =
(使用水量 - 60 m³) × 115 + 5,600円
- 101 m³ 以上の料金計算方法 =
(使用水量 - 100 m³) × 126円 + 10,200円

振替金額の通知方法が変わります

◎ 検針は2か月に1回です。検針月の翌月が振替月です。

★ 振替金額の通知はこれまでの引き落とし前から引き落とし後に次のとおり変わります。



- ① 使用水量のお知らせ票でA月検針分の使用量とその引き落とし年月日をお知らせします。
料金の計算はお知らせ票裏面の料金計算表を御利用ください。
- ② ①でお知らせした引き落とし日に、A月分を口座より振替させていただきます。
- ③ 使用水量のお知らせ票でB月検針の使用量とその引き落とし年月日、及び前回A月分「口座振替済」のお知らせをいたします。

★ 実施の時期

- 偶数月検針区の方 60年6月検針分(7月末振替) から上のように変わります。
- 奇数月検針区の方 60年7月検針分(8月末振替)

料金のお問い合わせは
上田市水道局 ☎24100・有線20831

税金を納めて築くわが郷土

— 市内中学生納税標語入選作品 —

納 税 特 集

昭和60年度 市税等納期一覧表

税 目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
都市計画税												
市 県 民 税			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
国 民 年 金	前納 1期		2期		3期		4期		5期		6期	
公共下水道 受益者負担金				1期		2期		3期			4期	

(見やすい場所に掲示し、御利用ください)

○市税等は納期限までに完納しましょう

市税等の納税通知書がお手もとに届きましたら、次のいずれかの方法によりお忘れなく納期限に納めてください。

1. 納税組合に加入して納めていただきます。
2. 金融機関で預金口座から引き落して納めていただきます。
(口座振替依頼手続きを金融機関の窓口でしてください)
3. 納税通知書を持参し、金融機関へ直接納めていただきます。

○納め忘れると延滞金および督促手数料が加算されます

納期限を過ぎて納入されますと、延滞金が本税に加算されます。また、納期限後20日を過ぎますと督促状が発送され、督促手数料も加算されますので、御注意ください。

○市税等は収納を取り扱っている金融機関へ納めてください

八十二銀行、太陽神戸銀行、長野相互銀行、上田信用金庫、上田商工信用組合、長野県信用組合、上田市農業協同組合、塩田農業協同組合、浦里農業協同組合、長野県労働金庫の市内の本店、支店、支所、出張所で取り扱っています。

○納税の御相談は収税課へ早目に御連絡を

☎224100内線243、244、有線2-0691

お年寄りの医療は老人保健で



「老人保健法」は、より健やかな老後を送れるようにと施行されました。

老人保健医療

制度のあらまし

老人保健で医療が 受けられる人

昭和五十八年二月一日から、「老人保健法」が施行されています。この法律は、お年寄りがより健やかな老後を送れるように、病気になるたときは安心してよい治療が受けられるようにとの目的をもつてつくられました。

自らの健康は自ら守る気持ちと、お互いに助け合う精神のもとに、老人の医療に必要とする費用は、お年寄り本人・国・県・市・各社会保険などで公平に負担しています。

「老人保健法」についての取り扱いは、すべて市役所社会課で行っています。疑問や相談などがあるときは、お気軽におでかけください。

①七十歳以上の人（七十歳の誕生日の翌月から開始。誕生日がついたちであるときは、その月から）

②寝たきりの状態の人は六十五歳から（別表の状態に該当する人で、市長の認定を受けた人）

資格の取得と 喪失の手続き

①七十歳になったとき（市役所から手続きの通知を郵送します）

- ②転入したとき
- ③転出するとき
- ④死亡のとき
- ⑤加入医療保険変更のとき
- ⑥六十五歳をすぎて寝たきりの状態になったとき（別表を参照のこと）

いずれの場合も、手続きには保険証と印鑑が必要です。（⑥の場合は、国民年金証書または身体障害者手帳、あるいは医師の診断書が必要です。事前に社会課でお確かめください）

老人保健は、本人の意志ではなく、強制適用です。老人保健法による医療は、認定した月の翌月から開始され、さかのぼって認定することはできませんので、早めに手続きをしてください。（十四日以内が原則です）

医者へのかかり方

医者へかかるときは、「健康手帳」と「保険証」を持参し、一部負担金を支払えば、診療を受けることができます。

外来の場合 一つの医療機関ごとに一か月四百円

入院の場合 二か月間に限り一日三百円（社会保険被保険者

は五十日間）

医療費の請求

①医科・歯科・調剤の診療を受けた場合 緊急に診療を受けなければならぬ場合で、近く

2. 保険証
3. 印鑑
4. 医師の 証明書・同意書・診

一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
二 両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
三 平衡機能に著しい障害を有するもの

は五十日間)

医療費の請求

老人保健で医療を受ける場合、一部負担金を支払えば、いつでも診療を受けることができます。しかし、次のような場合は、一時本人に医療費を支払っていただき、あとで直接本人から市へ請求して支給を受けるようになっています。

ただし、いずれの場合も市長がその必要があったと認めた場合に限りります。

医者に行くとき… 保険証と健康手帳 (受給者証)を忘れずに

- ① 医科・歯科・調剤の診療を受けた場合Ⅱ緊急に診療を受けなければならぬ場合で、近くに保険医療機関がなく、保険外の医療機関で診療を受けたとき。旅行中や事故など、やむを得ない事情で「健康手帳」を提示できなかったとき。
- ② 補装具(コルセットなど)を必要とした場合Ⅱ保険医が治療上必要であると認め、業者に作らせたとき。
- ③ あんま・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師の施術を受けた場合Ⅱ保険医の同意があり、医療上必要があつて行われたとき。
- ④ 付き添い看護を雇った場合Ⅱ病気が特に重症であるとき。(親族・友人などは認められません。在宅看護は認められません。医師の意見書が必要です)なお、基準看護実施病院については、認められていません。
- ⑤ 入院治療、転医が必要と認められ移送をした場合
- ⑥ 輸血のために生血を必要とした場合

手続きに必要な書類

1. 健康手帳

2. 保険証

3. 印鑑

4. 医師の—証明書・同意書・診断書・意見書—のいずれか必要な書類

5. かつた費用の領収書

6. 「老人保健法による医療費支給申請書」(申請書は社会課、各支所の窓口にあります)

7. 金融機関(郵便局以外)の通帳(支給される費用は後日、申請者の口座に振り込まれます)

1-7の書類を用意して、市に請求してください。ただし、市から一括して国保連合会の審査に送りますので、請求から支給までに三、六か月間かかります。また、審査により、請求した金額よりも少なくなる場合もありますので、御承知ください。

交通事故などの届け出

万一、交通事故など第三者からの被害により医療を受けた場合は、必ず社会課に届け出てください。この場合は、本人に代わって市が加害者に医療費の請求をします。

寝たきりの人の障害の状態(別表)

一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上に認められる程度のも	精神の障害であつて、前各号と同程度以上に認められる程度のも	前各号に掲げるもののほか、身体機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上に認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	一下肢を足関節以上で欠くもの	一下肢の機能に著しい障害を有するもの	一下肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢のすべての指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの	咀嚼の機能を欠くもの	平衡機能に著しい障害を有するもの	両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの	両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの

老人保健医療制度のお問い合わせは
社会課医療給付係へ

☎ ②② 4100 内線 376・381

①七十歳になったとき(市役所から手続きの通知を郵送します)
とに—か月四百円
入院の場合Ⅱ二か月間に限り一日三百円(社会保険被保険者)

径13ミリ量
おりです。
の場合
(2か月の
水量料金
×0円
16㎡以下)

量 2 か月36

100円

合

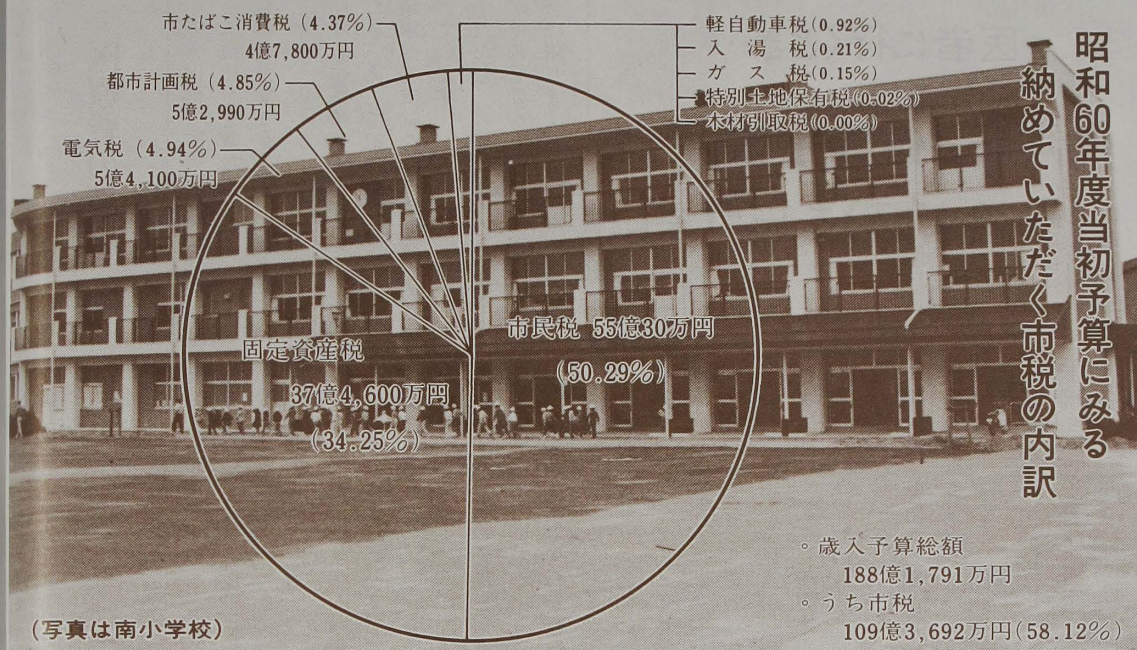
100円+
(m^3)×115円

円+5,600円

×100円+
×115円+
×126円

+10,200円
と0円~4
て請求して

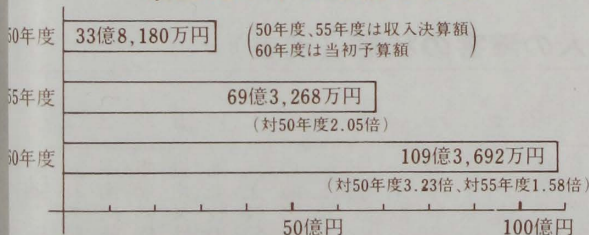
各口径ごと
できます。



●市税は豊かな市民生活を築く大切な財源

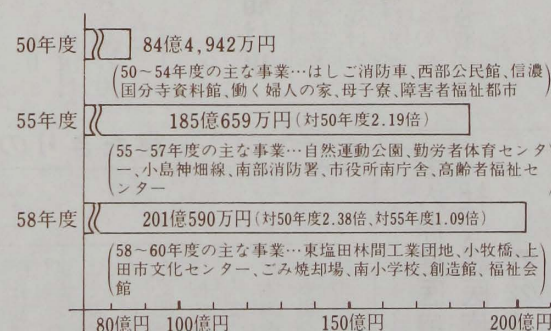
昭和60年度に納めていただく市税の内訳は、当初予算でみますと円グラフのとおりですが、市税総額が109億3,692万円になり、100億円を突破するまでにしました。昭和50年度が33億8,180万円、55年度は69億3,268万円でしたから、昭和60年度は、対50年度の3.23倍、対55年度の1.58倍にもなりました。

最近10か年の市税の状況



このように市税が伸びたことにより、市の財政規模も拡大し、市民が要望する大型事業も着々できあがり、豊かな生活に恵まれるようになってきました。

一般会計歳出決算状況



●自主財源の市税は台所事情のバロメーター

市税と一口にいいますが、賦課目的により、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ消費税などの税目に分かれています。市税は市が収入するお金のうち、使いみちが特定されませんので、自主財源といわれています。自主財源が豊かであれば、市の事業も独自に特色をもたせて、市民の要望に応えられます。

60年度当初予算では市税のほか地方交付税などの自主財源が130億3,207万円で歳入の69.3%を占めていますが、そのほとんどは市民の皆さんに納

めていただく市税です。

したがいまして、市税の納め忘れがありますと市の事業もそれだけ制約を受けますし、市政も停滞しかねないわけです。

納めていただく市税額は、地方税法により、収入や資産の多少、家族構成などによって決まります。

市は、これからも活気のあるバランスのとれた東信の中核都市をめざし、長期基本構想を策定して「住みよい豊かな上田市」を築いてまいります。納税にいつそうの御理解と御協力をお願いします。

| 4 | 月 | 使 | 用 | 分 | か | ら |

水道料金が変わりました

市の水道料金が改定され、4月使用分から新しい料金に変わりました。

この内容については、3月1日発行の広報うえだでお知らせしましたので御覧ください。今回は料金の計算の方法などについてお知らせします。

料金は2か月に1回です

水道料金は、検針日から検針日の間の水の使用量で決まっていますが、現在の検針は2か月に1回行っていますので、料金も2か月料金です。

一般の御家庭で取り付けてある口径13ミリ量水器の2か月水道料金見易表は別表のとおりです。検針の際の「水道使用量のお知らせ」にある使用水量にあてはめて御利用ください。

5月納入は新旧料金併用

新しい水道料金は、昭和60年5月分としておさめいただく料金のうち、4月1日以降に使用する水に対する料金からになります。この取り扱い検針を2か月に1回行っていることによるものです。実際の例で説明しますと、納期限が5月末日の納入通知書から新料金になります。この通知書に書かれている使用水量は3月と4月に使用した水の使用量ですので、これは3月分と4月分に分けて計算されています。分け方は検針日から検針日までの間にそれぞれ属した月の日数によります。これを基礎にして分けられた使用水量に応じて3月分は旧料金、4月分は新料金として計算し、合算されています。この計算はすべて電算処理により納入通知書として皆さんに通知します。

なお、納期限が4月末日のものは、2・3月分に使用した水ですから旧料金でいただきます。

料金の計算はすぐできます

水道料金は、基本料金と水量料金を加えた額で2か月分の使用水量の料金です。

$$\text{水道料金} = \text{基本料金} + (\text{使用水量} - \text{基本水量}) \times \text{水量料金}$$

例えば、一般家庭で使用している口径13ミリ量水器の水道料金の計算の方法は、次のとおりです。

①使用水量が基本水量以下(0~16m³)の場合

$$\begin{matrix} (2\text{か月の} \\ \text{水道料金}) \end{matrix} = \begin{matrix} (2\text{か月の} \\ \text{基本料金}) \end{matrix} + \begin{matrix} (2\text{か月の} \\ \text{使用水量} - \text{基本水量}) \end{matrix} \times \begin{matrix} (2\text{か月の} \\ \text{水量料金}) \end{matrix}$$

$$1,200\text{円} = 1,200\text{円} + (0 \sim 16\text{m}^3 - 16\text{m}^3) \times 0\text{円}$$

※基本水量以下(2か月の使用水量16m³以下)は基本料金だけいただきます。

②使用水量が17m³以上60m³以下の場合

(使用水量が、一般家庭の平均使用量2か月36m³の場合)

$$3,200\text{円} = 1,200\text{円} + (36\text{m}^3 - 16\text{m}^3) \times 100\text{円}$$

③使用水量が61m³以上100m³以下の場合

(使用水量が2か月で80m³の場合)

$$7,900\text{円} = 1,200\text{円} + (60\text{m}^3 - 16\text{m}^3) \times 100\text{円} + (80\text{m}^3 - 60\text{m}^3) \times 115\text{円}$$

なお、上記の計算式を整理しますと、

$$\text{使用水量} 61\text{m}^3 \text{以上} 100\text{m}^3 \text{以下の口径} 13\text{ミリ水道料金} =$$

$$(\text{使用水量} - 60\text{m}^3) \times 115\text{円} + 5,600\text{円}$$

④使用水量が101m³以上の場合

(使用水量が2か月150m³の場合)

$$16,500\text{円} = 1,200\text{円} + (60\text{m}^3 - 16\text{m}^3) \times 100\text{円} + (100\text{m}^3 - 60\text{m}^3) \times 115\text{円} + (150\text{m}^3 - 100\text{m}^3) \times 126\text{円}$$

なお、上記の計算式を整理しますと、

$$\text{使用水量} 100\text{m}^3 \text{以上の口径} 13\text{ミリ水道料金} =$$

$$(\text{使用水量} - 100\text{m}^3) \times 126\text{円} + 10,200\text{円}$$

※水道料金を計算して端数が出ますと0円~4円は0円、5円~9円は5円として請求しています。

量水器口径20ミリ以上についても、各口径ごとの基本料金を置き換えますと料金計算できます。



水道の新・増設

故障修理は指定工事店へ

御家庭の電気温水器、ガス湯沸器、太陽熱温水器などを取り付ける場合、水道と器具との接続工事は、市の指定工事店でないとできませんので、次の工事店へお申し込みください。

第2種指定工事店

工事店名	住 所	電 話
上田ガス(株)	天神4-29-3	22-0454
宮尾商店	緑が丘1-22-27	22-1258
長崎商店	大字国分522-1	23-2950
千野商店(株)	中央6-16-8	27-3133
堀内商店	中央西1-6-14	22-2613
武重商会(株)	常田2-20-26	22-8456
サンリン上田営業所(株)	大字芳田439-1	25-3030
中央工機産業(株)	中央2-16-10	22-8600
上田市農業協同組合	大手2-7-10	24-8500
マキノ商会	中央4-18-2	23-2720
西沢設備	大字上室賀1606	31-3756
信菱空調設備(株)	常磐城3-1-6	22-2747
青島タイル(有)	大字御所356-5	24-6651
山本電気商会	大字別所温泉178	38-2123
黒澤工務店	大字本郷1267-4	38-2159
小出正憲	大字中野434	38-3296
木島電器	大字住吉290-6	24-1340

第1種指定工事店…一般の給水工事を行います。

第2種指定工事店…水道に接続する湯沸器、温水器などに付帯する部分のみの接続、修理工事を行います。

第1種指定工事店

工事店名	住 所	電 話
宮島鉄工所(株)	大字下之郷248	38-2004
宮下組(株)	踏入2-1-17	22-0271
石井設備工業(有)	天神2-3-12	22-0302
工藤商会(株)	大字下之郷乙294-5	38-6956
田丸工務所(有)	常磐城6-11-13	22-3412
上野設備(株)	中央北2-1-20	22-8022
大屋設備工業(有)	大字大屋236-20	35-0217
昭和設備工業(株)	中央2-22-16	24-3911
信和(株)	常磐城3-13-17	24-3310
唐沢設備工業	大字住吉1577	24-2602
トキワギ水道工事店	常磐城6-9-10	22-1343
中央設備工業	常田2-22-32	22-2853
岩瀬設備	大字林之郷331	22-3741
川上商会(株)	大手2-4-48	22-0858
島田設備工業(有)	緑が丘3-17-9	27-5558
川西設備工業所	大字小泉849-1	24-3371
春原建設(株)	大字住吉1767	22-7018
日本ガス水道(株)	天神4-28-7	27-4434
真田設備(有)	大字住吉689	22-0102
上野管工	大字諏訪形635-2	24-3290
池田水道工務所	大字秋和387-1	24-7612
長野プロバングス(株)	大字国分542	22-5518
本州管工(株)	大字岩久保1543-4	35-1054
中村商会(有)	天神1-6-6	25-1046
城南ガス設備(株)	大字上田原435	22-5123
小林設備工業所(有)	大字本郷409	38-2400
ユニ設備	大字秋和882-3	27-7570
北原設備	緑が丘2-6-21	24-1797
宮林設備	大字本郷585-1	38-7177
三栄工業(有)	中央東1-13	24-1256
宮之上設備(有)	大字芳田1040	24-0486
トワ管工(株)	大字住吉59-2	27-6249
堀設備(株)	大字古里42-5	24-0521
宮島設備(株)	大字本郷610-1	38-7474

参加

5月10日に
射祭が行わ
交の6年生
とノキを約
しました。

下記の申込

塩田商工

滞納のない明るい暮らしを

水道料金は、皆さんが実際に使用した水道の水にかかる料金です。この収入によって水道事業が行われています。うっかり納め忘れることのないよう注意しましょう。滞納が長引きますとみんなの迷惑になりますので、やむを得ず給水を停止することもあります。文化的・衛生的な明るい暮らしのためにも納め忘れないようにしてください。

水道料金納入に

口座振替の御利用を

口座振替制度とは、皆さんが預金されている金融機関の口座から、自動的に水道料金を支払ってくれるシステムです。日ごろ、お忙しい御家庭の方にとってはたいへん便利な制度です。

お申し込みは、預金通帳と印鑑（預金の出し入れに使っているもの）に納付書をお持ちになって、取り引きの金融機関で簡単にできます。

少年の健全育成めざし… 少年指導委員制度が4月発足

少年指導委員制度が、この4月1日発足しました。この制度は、風俗営業および風俗関連営業に関して少年を補導するなど、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものです。

少年指導委員の皆さんは、長野県公安委員会から委嘱されています。

○少年指導委員（上田警察署関係分）

(1) 神林誠一さん（袋町自治会長）

市内中央 3-10-7 ☎220195

(2) 関 延雄さん（東部地区連合自治会長）

市内常田 3-4-22 ☎225752

○主な活動内容

- (1) 補導を必要と認められる少年に指導助言を行い、保護者に必要な連絡をする。
- (2) 風俗営業者、風俗関連営業者などに対し、少年の健全育成のため協力を要請する。
- (3) 少年相談
- (4) 風俗環境浄化活動に協力、援助する。

あなたの国民年金

障害・母子年金など 現況届は5月末までに

5月は、国民年金の障害年金・母子年金・遺児年金・寡婦年金を受けている方が「現況届」を提出する時期です。この「現況届」は、あなたや家族の状態などに変化がないかを確認し、引き続き年金が受けられるかどうかを調べる大切な手続きです。

もし提出しなかったり、遅れたりすると、年金の支給が止まったり、遅れたりすることがありますから、必ず期日までに正しく御記入のうえ、市役所国保年金課国民年金係へ返送してください。

〈国保年金課年金係☎224100内線284・有線②0711〉



企業の繁栄のために 商工業の経営相談を開設

市では、商工業の経営相談を開設しています。希望者は、下記の申込先へ事前に御連絡ください。

と き…毎月10日、午前10時から午後3時

ところ…海野町会館

申込先…市商工課☎224100内線604、上田商工会議所☎224500、塩田商工会☎383610、川西商工会☎312033



▲植樹祭に小学生も参加

市内御所の扇平地籍では、5月10日に約200人が参加して、上田市植樹祭が行われました。今回は、城下小学校の6年生も特別に参加して、3,000本のヒノキを約1ヘクタールにわたって植樹しました。

故障

御家庭の
器などを取
事は、市の
次の工事店

第2種指定

工 事 店
上 田 ガ
宮 尾
長 崎
千 野 商
堀 内
武 重 商
サンリン上田
中央工機
上田市農業
マ キ ノ
西 沢
信菱空調
青 島 タ
山 本 電
黒 澤 工
小 出
木 島

第1種指定

第2種指定

滞

水道料金
にかかる料
行われてい
よう注意し
の迷惑にな
こともあり
のためにも

交通災害共済に

療育手帳を所有する方、交通災害遺児、七十歳以上の方(大正四年五月三十一日以前に生

書は、従来、収税課および支所窓口で口頭申請により交付してきましたが、五月二十日(月)以後

第1期
全期
都市計画

線②0691>
も
一員
(選作)

市では、寝たきりのお年寄りに快適な療養生活を送っていただき、看護される家族の皆さんが健康で介護できるよう「寝たきり老人をかかえる家族の会」を、次により発足させます。この会では、来年の三月までに六回の研修会を開く予定です。

第一回 五月三十日(木)午後一時三十分から四時まで

「寝たきり老人をかかえる家族の会」が発足します

保健予防課
☎2241000内線291
有線②0722

お知らせ



4月25・26日、自治会長さんを対象とした市施設の視察研修が行われました。研修は、2班に分かれ1日がかりで行われましたが、自治会長さんは市民の森、自然運動公園、じんがい焼却場などを熱心に視察しました。

へところへ

上田市役所南庁舎 五階第三・四・五会議室

へ対象者へ

寝たきり老人をかかえる家族

へ内容へ

第一回 五月三十日(木)開講式、話し合い、疲労回復の体操

第二回 七月八日(月)家庭看護講習

第三回 九月九日(月)調理実習(寝たきり老人の食事と栄養)

第四回 十一月二十六日(火)介護者の健康管理について

第五回 六十年一月十三日(月)日常生活での機能回復訓練、ばけについての話と相談

第六回 同年三月十一日(火)相談、反省会

へ申込方法へ

五月二十五日(土)までに、保健予防課に電話で申し込んでください。

へその他へ

当日介護を代わってくださる人がない場合は、こちらから介護者が伺いますので、申し込む際に御連絡ください。



体温計などを

無料検査します

商工課計量係
☎2241000内線603
有線②0745

六月七日は計量記念日です。昭和二十六年六月七日に旧度量衡法が廃止され、計量法が制定されたことを記念して設けられ

家庭用計量器検査日程表

月日	6月3日(月)	6月4日(火)	6月5日(水)	6月6日(木)
項目	塩田解放会館	川西公民館	農村環境改善センター	市役所計量検査室
会場	塩田地区	川西地区	豊殿・神科・神川地区	市内全域
時間	午前9:30～正午、午後1:00～3:00			
対象地区	塩田地区	川西地区	豊殿・神科・神川地区	市内全域

※市役所会場は、市役所西庁舎1階計量検査室です。

日本赤十字社の

社員社資を募集

日本赤十字社上田市地区
(市役所社会課内)
☎2241000内線378

市民の皆様には、赤十字への温かい御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

日本赤十字社は、世界百三十一か国におよぶ赤十字社の一員として、人道的使命達成のため活動しています。国際的には、アフリカや難民の救援など、国内では献血事業の推進、地震被災者への災害救援事業、救急法講習会の開催などを展開しています。

これらの事業の経費は、社員に加入された方が出資される社費と、趣旨に賛同される方が寄せられる賛助金によって、まかなわれています。

赤十字運動の根幹をなす社員を増強と社資の募集のため、自治会の役員さんと赤十字奉仕団員が皆様のお宅を訪問しますので、この意義ある事業に御協力をお願いいたします。

対象計量器：体温計、血圧計、ヘルスメーター、キッチンスケール

交通災害共済に

加入しましたか

市民課庶務係
☎224100 内線577
有線②0701

いま皆さんが加入している交通災害共済は、五月三十一日(金)で期限が切れます。現在加入している皆さんはもちろん、まだ加入していない皆さんも、この機会に家族そろって加入しましょう。

五月中は、自治会、学校、園で申し込みの取りまとめをしています。自治会などで申し込みをしなかった皆さんは、市民課へお申し込みください。

会費

一般Ⅱ一人年額三百円

団体Ⅱ一人年額二百円(保育園・幼稚園の園児、および小中学校の児童生徒)

※ただし、次の方は市が会費を負担しますので、申し込みをしなくても自動的に加入となります。

生活保護者、身障者(障害程度等級表一・二・三級の方)、

療育手帳を所有する方、交通災害遺児、七十歳以上の方(大正四年五月三十一日以前に生まれた方)

5月以降の督促状から

督促手数料が

100円になります

収税課管理係

☎224100 内線241

市税などの市が収入するお金を納期限までに納めない方には、納期限後二十日以内に督促状を発送しています。

この督促状の発送後における収入金に対して、これまで五十円の督促手数料を納めていただけでしたが、五月以降に発送する督促状からは百円になりますので、御承知ください。

軽自動車税

納税証明の申請に

申請書が必要

収税課管理係

☎224100 内線241

検査対象軽自動車などが継続審査をする際に必要な納税証明

第一回Ⅱ五月三十日(木)午後一時三十分から四時まで

○第六回・同年三月十一日(火)Ⅱ相談、反省会

書は、従来、収税課および支所窓口で口頭申請により交付してきましたが、五月二十日(月)以後に申請される方からは、市が定めた申請書により交付することになりました。

なお、手数料は、いままで同様に無料です。

アメリカ青年の

受け入れ家庭を

募集します

青少年課

☎224100 内線681

青少年の国際交流を推進している「世界青少年交流協会」および「上田世界青年友の会」の招きにより、この夏、アメリカ青年十五名が上田市を訪れます。

「上田世界青年友の会」では、このアメリカ青年の受け入れ民泊家庭を、次により募集します。

御協力いただける方は、青少年課まで電話で御連絡ください。

訪問予定：七月十三日(土)から十六日(火)、三泊四日

民泊家庭募集数：十五家庭(多数の場合は抽選)

申込期限：六月十七日(月)

6月の乳幼児健康診査

▷受付時間は、いずれも午後1時から2時。

▷母子健康手帳とバスタオル(4・10か月児)、ハブラシ(1歳6か月児)をお持ちください。また、1歳6か月児は赤ちゃん手帳の中にある健康診査票を記入してお持ちください。

会 場	健 診	実施日	対 象 児
上田市保健センター (市役所南庁舎2階)	4か月児	6月4日	60年1月16日～1月31日生
		6月18日	60年2月1日～2月15日生
	10か月児	6月5日	59年7月16日～7月31日生
		6月26日	59年8月1日～8月15日生
	1歳6か月児	6月6日	58年11月16日～11月30日生
		6月27日	58年12月1日～12月15日生
塩田母子健康センター (塩田地区)	3歳児	6月14日	57年5月1日～5月15日生
		6月28日	57年5月16日～5月31日生
	4か月児	6月11日	60年1月16日～2月15日生
			59年7月16日～8月15日生
川西社会福祉センター (川西地区)	3歳児	6月7日	57年4月1日～5月31日生
			60年1月16日～2月15日生
	4か月児	6月12日	59年7月16日～8月15日生
			58年11月16日～12月15日生
	1歳6か月児	6月21日	56年12月1日～57年5月31日生

※駐車場が手狭のため、なるべく車でのおいででは御遠慮ください。

今月の納税

固定資産税 第1期
都市計画税
軽自動車税 全期

今月の納税は固定資産税、都市計画税第1期と軽自動車税全期です。

納期限 5月31日(金)

税金は、納期限内に完納されますよう御協力ください。

＜収税課☎224100 内線241・有線②0691＞

完納で あなたも私も
社会の一員

(市内中学生納税標語入選作)

ヘルスメーター、キッチンスケール

で、この意義ある事業に御協力をお願いします。

日本脳炎

予防接種を実施

保健予防課保健係
☎2241000内線289
有線②0721

日本脳炎予防接種を次のとおり行います。該当する皆さんは、指定された各会場でお受けください。

＜対象者＞

○初回Ⅱ昭和五十六年四月一日から五十七年三月三十一日まで

○追加Ⅱ昭和五十五年四月一日から五十六年三月三十一日まで

○これ以前に生まれた子供さんで、初回、追加が完了していない人も接種してください。

＜接種方法＞

初回として一から二週間隔で二回接種。さらに、おおむね一年後に追加一回接種。

＜日程・会場＞

別表のとおり
＜持ち物＞

日本脳炎予防接種日程表

会 場 名	接種日		対 象 地 区
	1回目	2回目	
塩田母子健康センター	6月4日(火)	6月13日(木)	中塩田・別所地区 神科(畑山、伊勢山、富士見台、神科新屋、野竹、西野竹、笹井、川原、岩門)
上野が丘公民館	6月5日(水)	6月14日(金)	川西地区 神川(大屋、岩下、下青木、みすず台南、みすず台北)
川西社会福祉センター	6月6日(木)	6月18日(火)	東部(踏入、泉町、上常田、中常田、下常田、北常田、常入、材木町)
神川地区公民館	6月7日(金)	6月19日(水)	東塩田・西塩田地区 神科(染屋、蛇沢、金井、山口、大久保、長島、金剛寺)
塩田母子健康センター	6月11日(火)	6月21日(金)	秋和、上塩尻、下塩尻
上野が丘公民館	6月12日(水)	6月25日(火)	南部(南天神町、泉平、北天神町、松尾町、鷹匠町、本町、末広町、大手町)
塩尻地区公民館	6月13日(木)	6月26日(水)	中央(横町、海野町、原町、袋町、馬場町、田町、丸堀町、木町、北大手)
上田市保健センター (市役所南庁舎2階)	6月14日(金)	6月27日(木)	豊殿地区 北部(上川原柳町、下川原柳町、愛宕町、柳町、上鍛冶町、鍛冶町、上房山、下房山、新田、上紺屋町)
農村環境改善センター	6月15日(土)	6月28日(金)	城下(小牧、諏訪形、須川、中村、朝日ヶ丘、三好町、御所、中之条、千曲町)
上田市保健センター	6月16日(日)	6月29日(土)	泉田(半過)
三好町会館	6月17日(月)	6月30日(日)	神川(上青木、梅が丘、久保林、黒坪、上沢、国分、下堀、上堀)
神川地区公民館	6月18日(火)	7月1日(月)	西部(下紺屋町、鎌原、西脇、新町、諏訪部、生塚、常磐町、緑が丘、新屋、緑が丘北、緑が丘西、城北)
上田市保健センター	6月19日(水)	7月2日(火)	川辺(上田原、川辺町、倉升、神畑、下之条、築地、東築地)
川辺町会館	6月20日(木)	7月3日(水)	泉田(福田、吉田)

※時間は各会場とも午後1時30分から2時30分までです。

母子手帳(問診票は各会場に用意してあります)

＜注意事項＞

①五月にポリオ(小児マヒ)、麻疹を受けた子供さんは、一か月間は他の予防接種を受けられません。

②七月に行うツベルクリン・B CG接種をお受けになる子供さんは、日本脳炎予防接種を受けて二週間を経過してからお受けください。

③問診票は、当日会場でお配りしますので、自宅ですべて体温を計ってください。

④各会場とも駐車場が狭いため、車での来場は御遠慮ください。

⑤予防接種の個人通知はしませんので、この広報をよく読んでお受けください。

⑥接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑦接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑧接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑨接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑩接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑪接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑫接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑬接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑭接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑮接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑯接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑰接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑱接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑲接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

⑳接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

㉑接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

㉒接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

㉓接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

㉔接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

㉕接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

㉖接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

い栄養障害者。

②心臓血管系、腎臓または肝臓疾患にかかっている人で、その疾患が急性期もしくは増悪期や活動期にある人。

③接種前一年以内に、けいれんの症状があった人。

④はしか、水ぼうそう、おたふくかぜ、風しん、手足口病などにかかり、治ってから一か月たっていない人。

⑤医師が予防接種を受けること

家庭雑排水汚泥

収集運搬業務の許可説明会を開催

生活環境課環境指導係
☎2241000内線302
有線②0671

市では、家庭雑排水汚泥の収集・運搬業務(一般廃棄物処理業)の許可を希望する方を対象とした説明会を、次により開催します。

希望する方は、出席してください。

と き：五月三十日(木)午後二時から

と ころ：上田市役所南庁舎 五階第一・二会議室

対象者：市内に住所のある方。

法人にあつては、市内に主たる事務所または営業所がある方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

昭和60年度・急性灰白髄炎予防接種日程表(春期)

会 場 名	接 種 日 (2回目)	対 象 地 区
上田市保健センター (市役所南庁舎2階)	5月28日(火)	東部・西部・塩尻地区
三好町会館		城下地区
上田市保健センター (市役所南庁舎2階)	5月29日(水)	南部・中央・北部地区
上野が丘公民館		神科・豊殿地区
川辺町会館	5月30日(木)	川辺・泉田地区
川西社会福祉センター		川西地区
神川地区公民館	5月31日(金)	神川地区
塩田母子健康センター		塩田地区

※受付時間は各会場とも午後1時30分から2時30分です。
※詳しくは、3月16日付けの「広報うえだ」を御覧ください。

小児マヒ予防
ポリオ生ワクチン
を投与(二回目)

保健予防課保健係
☎224100内線289
有線20721

急性灰白髄炎(小児マヒ)予防のため、ポリオ生ワクチン投与(二回目)を別表のとおり行います。
該当する皆さんは、お受けください。

経営管理大学の
受講生を募集

県企画研修センター
☎0262289518

県企業研修センターでは、今年も「経営管理大学講座」を県下で三十コース開催します。市内でも、中小企業団体中央会による「コンピュータ専門コース(入門、基本、応用)」が六月から七月に、商工会議所による「専門店化研修コース」が

六月中旬に、それぞれ実施されます。

いずれも有料ですが、企業の活力と創造性を発揮し、企業経営の質的拡充強化を図るため、多数の方が御活用されるようお勧めします。なお、申し込みは定員になり次第、締め切りとなります。

申込方法など詳細については、県企業研修センター、または中央会上田支部(☎241788)、商工会議所(☎224500)にお問い合わせください。

ゴミ問題を
テーマに講演会

上田消費生活センター
☎278517

五月三十日は「消費者の日」です。県上田消費生活センターでは、この日を記念して、ゴミ問題をテーマに消費者の日記念講演会を開催します。

とき：六月六日(木)午後一時三十分から三時三十分
ところ：上田合同庁舎六階講堂
テーマ：くらしを見直そう！ゴミ問題とリサイクル

講師：NHKチーフプロデューサー 石沢清史さん
受講料：無料
申込方法：六月一日(土)までに市生活環境課(☎224100内線301)へ御連絡ください。

「暮らしの
電気フェア」を開催

中部電力上田営業所
サービス課 ☎221240

中部電力上田営業所では、地域の皆様に安全で豊かな暮らしをしていただくため、「暮らしの電気フェア」を開催します。
とき：五月二十三日(木)から同二十六日(日)まで
ところ：「上田西武」四階
入場料：無料
その他：御来場の方に、もれなく粗品を差し上げます。

訂正おわび

「広報うえだ」五月一日発行第九三四号の十ページ「おくやみ」中、鈴木利夫さん 八七とあるのは、三七の誤りでした。おわびして訂正します。

相染閣の高齢者優待券 配布方法が変わりました

昨年までは、相染閣の高齢者優待券は老人クラブ会長さんを通して配布しましたが、今年はこれを改めて次の方法でお渡ししますので、御了承ください。

- ①70歳以上の方は、老人保健の健康手帳を相染閣の窓口に提示して、優待券の交付を受けてください(6回券が12回券になりました)。
- ②70歳未満で老人クラブ会員の方には、従来どおり老人クラブ会長さんを通して優待券をお渡しします(従来どおり6回券)。

＜社会課高齢者婦人係 ☎224100内線377＞



“うまい話”には裏がある

マルチ商法による相談急増

最近、各地の消費生活センターなどに寄せられる消費者相談のなかで、マルチ商法やマルチの商法による相談が急増しています。

上田消費生活センターには、昭和五十九年度中にこれら商法に関する相談が十八件ありました。商品別では、ダイヤモンドが九件、続いて羽毛布団三件、洗剤二件などとなっています。

“うまい話”をもちかけられて、も、すぐには飛びつかないで、よく考えて慎重に対応しましょう。

マルチ商法とは… その仕組み

マルチ商法というのは、商品販売のための仕組みの一つです。次々と新しい販売員を勧誘して組織を広げていくところから、「ねずみ講式商法」ともいわれています。

この商法の特徴は、商品を売って得る利益よりも、新規の販売員を加盟させたときに支払われる“紹介料”のほうが、はるかに大きいことです。このため、商品の販売は二の次で、販売員集めに力を入れるようになり、あの手この手で知人や友人を誘い込むようになります。

その結果、相手に経済的な損害を与えるばかりか、人間関係がうまくいなくなるなどのトラブルが発生することもしばしばです。

このほか、マルチ商法の特徴としては、次のような点が挙げられます。

○加盟するとき、入会金、権利金、商品代金などの名目で金銭の支払いが義務づけられる。

○会員には、例えば「小売店」「特約店」「代理店」といったいくつかのランクがあり、上位になるほど販売利益も、紹介料も高額になります。

のため、いったん加盟するとランクを上げようと、手段を選ばない強引な勧誘に走るようになりがちです。

被害者に ならないために

マルチ商法であるかどうかを見分けるには、次の三点をよく確認してください。

①販売活動以外の利益が大きい（特定利益）

②入会金など高いお金を取られる（特定負担）

③商品を仕入れて売る（再販行為）

これらは、マルチ商法の一般

的な特色です。

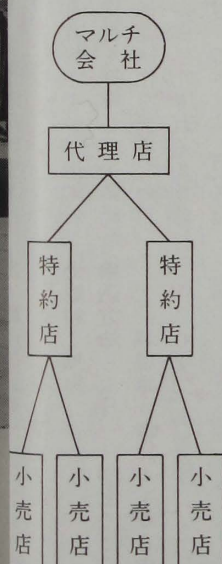
「絶対もうかる」と言われたり、たとえ勧める人がかつての同級生などであっても、その場の雰囲気にもまれることなく冷静に判断し、被害をこうむらないように十分注意しましょう。

一方、マルチ商法は「訪問販売等に関する法律」で規制されており、クーリング・オフ制度が適用されます。

これは、新たに加盟した人あるいはランクを上げる契約をした人が、契約した日から商品の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日から十四日以内なら、書面により無条件で契約が解除できるものです。なお、契約解除は後々のトラブルを避けるために、内容証明郵便が適切です。

また、マルチ商法の定義にあてはまらないようにして、法の網の目をくぐったマルチ的商法の被害も目立って増えてきていますので、注意が必要です。

（マルチ商法の） 仕組みの1例



あなたの考えを市政提言電話へ

☎25-2539(留守番電話)

ニコ ニコ サンキュー

市では、「市政提言電話」を設置して、市民の皆さんの市政に対する建設的な御意見、御提案をお待ちしています。電話の開設時間は、午前9時から午後8時までです。

乾電池の回収に御協力を



使用済みの乾電池は、透明なビニール袋に入れて、週一回の危険物収集日に、決められた集積場所へお出しください。

(生活環境課 ☎24100 内線301)
清掃事務所 ☎20666